

登録番号	NA-024
改訂番号	13
発行日	2023年1月17日

グリーン調達基準



ナパック株式会社

改訂履歴：

番号	年月日	内容	承認	担当
06	2016年8月5日	「品質・環境マニュアル」改訂により全面見直し	鈴木	大場
07	2017年10月1日	表3.1.3閾値レベルの一部見直し 判定基準追加による「実施項目一覧表兼チェックシート」 様式の見直し	鈴木	滝澤
08	2018年8月1日	品質・環境方針見直し 環境に関するお願い(p.5)を追記 MSDSplus、AIS、JGPファイルに関する記述を削除 し、chemSHERPAに関する記述を追記 「実施項目一覧表兼チェックシート」記述見直し	鈴木	滝澤
09	2020年2月1日	全面見直し	鈴木	滝澤
10	2020年5月14日	32頁「変更申請書」判定及び回答内容を全面改定 、帳票No.削除 33頁 帳票No.削除	鈴木	滝澤
11	2021年4月13日	実施項目一覧表兼チェックシート ⇒ 化学物質 管理監査チェックシート へ差し替え	鈴木	滝澤
12	2021年9月10日	JIS Z 7201:2017規格の改訂により全面見直し	鈴木	滝澤
13	2023年1月17日	化学物質管理監査チェックシート 見直し	鈴木	黒河内

グリーン調達基準 目次

はじめに

環境管理に関するお願い

グリーン調達基準 本文

1. 目的
2. グリーン調達活動の範囲
3. 用語及び定義
4. 製品含有化学物質管理の基本的な考え方
 - 4.1 グリーン調達基準の運用
 - 4.1.1 グリーン調達基準の受領書及び化学物質管理責任者及び環境責任者等の登録
 - 4.1.2 製品含有化学物質
 - 4.1.3 製品含有化学物質管理基準
 - 4.1.4 製品含有化学物質管理体制構築への要求
 - 4.2 製品含有化学物質管理
 - 4.2.1 ナパックへの連絡
 - 4.3 成形品への変換工程
 - 4.4 各製品及び業態に応じた製品含有化学物質の管理（リスクを考慮した重点的管理）
 - 4.5 製品含有化学物質情報
 - 4.6 企業秘密への配慮
5. 製品含有化学物質管理の原則
6. 製品含有化学物質管理の指針
 - 6.1 組織の状況
 - 6.1.1 組織及びその状況の理解
 - 6.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
 - 6.1.3 製品含有化学物質管理の適用範囲の決定
 - 6.1.4 製品含有化学物質管理の実施
 - 6.2 リーダーシップ
 - 6.2.1 リーダーシップ及びコミットメント
 - 6.2.2 方針
 - 6.2.3 組織の役割、責任及び権限
 - 6.3 計画
 - 6.3.1 リスク及び機会への取組み
 - 6.3.2 目標及びそれを達成するための計画策定
 - 6.4 支援

- 6.4.1 資源
- 6.4.2 力量
- 6.4.3 認識
- 6.4.4 コミュニケーション
 - 6.4.4.1 内部コミュニケーション
 - 6.4.4.2 外部とのコミュニケーション
- 6.4.5 文書化した情報
- 6.5 運用
 - 6.5.1 運用の計画及び管理
 - 6.5.2 製品含有化学物質管理基準の策定
 - 6.5.2.1 当社とのコミュニケーション
 - 6.5.2.2 製品含有化学物質管理基準の明確化
 - 6.5.3 設計・開発における製品含有化学物質管理
 - 6.5.4 外部から提供される製品の管理
 - 6.5.4.1 製品含有化学物質情報の入手及び確認
 - 6.5.4.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認
 - 6.5.4.3 受入れ時における製品含有化学物質管理
 - 6.5.4.4 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認
 - 6.5.5 製造及び保管における製品含有化学物質管理
 - 6.5.5.1 製造工程における管理
 - 6.5.5.2 誤使用及び汚染の防止
 - 6.5.5.3 識別及びトレーサビリティ
 - 6.5.6 変更の管理
 - 6.5.7 製品の引渡し
 - 6.5.8 不適合品発生時における対応
- 6.6 パフォーマンス評価及び改善
- 7. 化学物質管理監査チェックシート

提出様式

変更申請書

「グリーン調達基準」受領書

はじめに

昨今の異常気象や自然災害は、地球環境への影響が現実化した状況と認識しております。益々、世界各国において環境関連法規制が強化され、企業活動にも大きな影響が現れております。特に欧州連合(EU)では製品に含有する化学物質に対し、使用制限等の法規制(REACH 規則、RoHS 指令等)が制定され、企業において自社製品に含有する化学物質の適正な管理をサプライチェーンで構築することが必須の状況になっております。

弊社は、弊社製品を構成する全ての材料・部品・補助剤についてお取引先様のご理解とご協力を得て、含有する化学物質の正確な把握と管理を進めるため「グリーン調達基準」を改訂いたしました。また更に今後、管理を必要とする化学物質の増加に際し、積極的な関与と継続的な法規制順守を実施して参りますので、重ねてご協力をお願い致します。

弊社は「品質・環境方針」に基づき、自然環境との共生を図り、環境改善活動を推進することが『未来の世代への責任』と考え、化学物質管理体制の構築を環境マネジメント活動の重要な一部として位置付けて推進しております。

弊社の方針、取組みをご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

ニナパック株式会社 品質・環境方針

ナパック株式会社は、社是・経営理念にうたわれた「よい会社」実現のため、品質、環境を含む経営マネジメントシステムを構築し、継続的な改善を進め、よりよいものとしていくことにより、社会に貢献する。

1. お客様第一、品質第一主義の実践
高い品質を確保し、お客様に信頼と満足を与える製品を提供する。
2. 環境との共生
環境保全の重要性を強く認識し、汚染の予防を含めたあらゆる面で環境に配慮した活動をする。
3. たゆまぬ自己資質の向上
常に知識・技術・マナーの向上に努め、基本的知識の習熟と専門能力及び人格向上を図るため、自ら行動する。

この方針に基づき、品質及び環境に関わる以下の重点項目について具体的な目的・目標を設定し、全社員がその達成に努力する。

1. 法規制等、社会的な要求事項を遵守する。
2. 品質水準のさらなる向上を進め、顧客クレームを0とする。
3. 省資源、省エネルギー、廃棄物の削減、環境負荷物質の削減を行う。
4. 5S と改善の継続的な推進と向上を図る。
5. 安全と健康を確保し、快適な職場環境を実現する。

環境管理に関するお願い

製品の品質管理、製品含有化学物質管理、貴社サイトにおける環境管理に関して次の事項を確実に実施していただき、必要な記録を保管してください。また貴社お取引先様につきましても必要に応じて、同様の活動の要求と確認をしていただきますようお願いいたします。

◎サイトの環境を管理するためのしくみの構築と運用について

1. サイトにおける環境への負荷を把握し、その低減と改善に努めること
2. 環境関連法規制を順守し、順守に関する記録を適切に保管すること
3. 環境関連法規制に関し、行政機関等から改善命令を受けた場合には速やかにナパック株（以下当社）まで連絡すること

グリーン調達基準 本文

1. 目的

日々移り変わる国際社会のあらゆる法規制に対応するため、製品に含有される化学物質の情報管理を確実に行うことは、サプライチェーンを通じたお取引先様のご理解をなくしては困難であります。規制対応を含め、化学物質含有情報のサプライチェーン共有を円滑におこなうため本規程を制定しました。

2. グリーン調達活動の範囲

当社に納入して頂く原材料、部品(含む製品・治具)、副資材(潤滑油、接着剤、塗料、防錆油等)及び製造工程で使用される生産補助材(洗浄液、仮固定用テープ、運搬・出荷用資材)等の調達品、加工依頼及びそれらを納品いただくお取引先様に適用します。

ただし、お取引先様の製造工程で使用される化学物質で製品に残留する可能性のないものについては適用を除外します。

3. 用語及び定義

・化学物質

天然に存在するか、又は製造過程において得られる元素及びその化合物。

・混合物

二つ以上の化学物質を混合したもの。

注1) 混合物の例として、塗料、インキ、合金インゴット、はんだ、樹脂ペレットなどがある。

・成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。部品・完成品。

- ・化学品

化学物質及び又は混合物。

- ・部品

完成品に至るまでの成形品。

当社の製品は、化学品から初めて成形品へ変換された部品にすべて該当する。

- ・完成品

化学品及び／又は部品を組み合わせたたり、加工したりして製造した最終の成形品。

当社の製品としては該当なし。

- ・製品

当社が、その活動の結果として、顧客に引き渡す化学品、部品及び完成品。また、製品の包装に使用する包装材及び保護材もその製品に含める場合がある。

- ・組織

共通の目的を持って目的達成のため集まった複数の人々により構成される集団、グループ。

- ・供給者

購買先のこと。（製品を川下側に引き渡す組織）

- ・外部提供者

外注加工先のこと。（組織の業務や機能の一部又は全部を委託する外部の組織）

注）ISO9001では供給者及び外注加工先を含むが、本規程でのみ、外注加工先は外部提供者、購買先は供給者と記載する。

- ・顧客

製品を川上側から受け取る組織。

注)本規程では、消費者は顧客には含まない。

- ・引渡し

製品を顧客に出荷、納品すること。

注）ISO 9001では、引渡しのほかに、類似の用語としてリリース(release)も使用されているが、組織内部で次の工程に引き渡すことも含むため、本規程では製品を顧客に送り出すことを示す用語として、引渡しを用いている。

- ・サプライチェーン

供給者、外部提供者及び顧客の連鎖。

- 製品含有化学物質
製品中に含有されることが把握される化学物質。
- トレーサビリティ
製品に関わる購買、製造及び引渡しに関わる履歴が把握できる能力。
- 意図的添加
「最終製品に特定の特長、外見もしくは質を提供するために、故意に利用された」ということ。従って、新製品製造の供給材料としてリサイクルされた材料を使用する場合、規制される金属をいくらか含んでいても、意図的に導入されたとは考えない。なお製造工程等で当該物質が使用され、最終製品に残留することが明らかな場合も意図的添加とみなす。
- 閾値
一般的にグリーン調達調査では、部品の均質材料に含まれる化学物質の含有／非含有を判定する境界値として運用される、最大許容値。
本規程での禁止物質における閾値レベルとは、製品または部品に含まれる化学物質または材料がこの値を超える(または同一の値になる)含有を禁止とする限界を示す濃度レベル。閾値レベルの数値は重量%(百万分率：ppm)で表され、1,000ppm=0.1%として換算される。
- 均質材料
機械的に分離できない組成全体が均一な材料を意味する。「均質材料」の例として、プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティング等の各種が挙げられる。また、『機械的に分離』とは、ねじの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨のプロセスといった機械的行為によって材料が分離されることを意味する。
- 業界基準
各産業が構成する団体が作成し、かつ、公表している製品含有化学物質の管理に関する基準。
- 製品含有化学物質管理基準
製品含有化学物質に関係する法規制及び業界基準に基づいて、管理対象とする化学物質のリスト、管理レベル(含有制限、情報管理等)、適用範囲などの事項について当社が定めた基準。
注) 製品含有化学物質管理基準には、顧客から順守する必要があると連絡された法規制及び顧客との間で採用を合意した顧客の業界基準を含む。
- 製品含有化学物質情報
製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に関わる情報。

- 適合

製品含有化学物質に関わる製品の適合とは、製品含有化学物質管理基準を満たしていること。
本規程に基づいた製品含有化学物質の管理体制の評価における適合とは、実施項目に適合していること。

- 不適合

製品含有化学物質に関わる製品の不適合とは、製品含有化学物質管理基準を満たしていないことであり、当該製品を不適合品と呼ぶ。

本規程に基づいた製品含有化学物質の管理体制の評価における不適合とは、実施項目に適合していないこと。

- 使用禁止物質

使用の禁止を定めた法規制等により、顧客が使用を禁止した化学物質のこと。

含有する物質の量はその値に等しいか、超えている時にはその物質の使用を禁止する。

- 削減物質

現行法の規制を受ける見込みがある物質であるが、規制要件の発効日が不確定である場合や代替技術が不十分な物質が対象となる。

- 使用管理物質

規制されていない化学物質であるが、当該化学物質の含有量を報告することについて市場の要求、業界標準または業界合意が存在する物質で、顧客要求に対応するため含有状況を把握すべき物質。

- 監査

監査とは、顧客監査を含む外部監査等及び内部監査を意味する。

- 利害関係者

製品含有化学物質管理に関連する、影響を与え得るか、その影響を受け得るか、又はその影響を受けると認識している、個人又は組織。

- リスク

目的に対する不確かさの影響。

- 機会

組織の目的を達成するための取組みに都合の良い時機で、場合によっては、組織に望ましい影響をもたらすもの。

- 力量

意図した結果を達成するために、知識及び技能を適用する能力。

- ・ 併行生産

特定の化学物質の含有を制限された製品の製造と、当該化学物質を含む化学品及び／又は部品を使用した製品の製造が、受入確認－保管倉庫－製造工程－仕掛品・完成品倉庫－引渡しまで間のいずれかの過程において、同時期に同一建屋内で行われること。

以下に、関連する略語などを示す。

- ・ IEC (International Electrotechnical Commission) 国際電気標準会議。

- ・ JIS (Japanese Industrial Standards) 日本工業規格。

- ・ chemSHERPA (Chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain)

製品含有化学物質をサプライチェーン全体に確実かつ効率的に伝達するための共通スキーム。経済産業省が主導し、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が母体となり2015年から運用が開始されている。

chemSHERPA-CI：化学品に含まれる化学物質情報伝達に使用する。

chemSHERPA-AI：成形品に含まれる化学物質情報伝達に使用する。

- ・ CAS (Chemical Abstracts Service) 米国化学会(American Chemical Society)の情報部門。CAS登録番号はCASによって化学物質に付与される番号で、化学物質の同定に用いられる。

- ・ GADSL 物質

GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)は、自動車業界において利用されているIMDS(International Material Data System)の申告物質や禁止物質のリストで約2,500物質を対象としている。

GADSLでは、P：すべての用途において禁止

D/P：使用目的によっては禁止、その他については申告が要求される

D：閾値を超えて使用する場合は申告が要求される、などに分類される。

- ・ JAPIA (Japan Auto Parts Industries Association) 一般社団法人日本自動車部品工業会。

- ・ JAPIA統一データシート

製品含有化学物質規制への対応のため、製品中に含有される化学物質調査に利用する目的で、一般社団法人日本自動車部品工業会が主体的に企画・開発した帳票。

- REACH規則

2006年12月13日EC規則 No.1907/2006として可決され、2007年6月1日に発効された化学物質の『登録(Registration)/評価(Evaluation)/認可(Authorization)/制限(Restriction)に関わる規則』。

欧州域内で年間1t以上製造・輸入される全ての化学物質について、安全性や用途に関する情報を登録することが義務付けられる。登録内容を欧州化学品庁が評価し、必要に応じさらなる情報提供が要求され、有害性が非常に懸念される高懸念物質(SVHC)については、認可、規制の対象となる。

- RoHS 指令

Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment. 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令(2011/65/EU)。対象物質として、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB(ポリ臭素化ビフェニル)、PBDE(ポリ臭素化ジフェニルエーテル)、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)の10物質が特定されている。鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDEは2006年に上市(販売)が制限されており、DEHP、BBP、DBP、DIBPに関しては、2019年7月から含有制限が適用となる。最大許容濃度はカドミウムが0.01wt%、その他が0.1wt%であるが、適用除外用途がある。

- SDS(Safety Data Sheet) 安全データシート。

化学品の性状や取扱いに関する情報の提供するためのシート。国内規格としてはJIS Z 7253 国際規格としてはISO 11014としてその記述内容が標準化されている。

- JIG

ジョイント・インダストリー・ガイドラインの略で、読み方は「ジグ」。

JIGはJGPSSI、EIA(米国電子工業会)、EICTA(欧州情報・通信・民生電子技術産業協会)の共同作業で作成された電気・電子機器製品に関する含有化学物質調査のガイドライン。

JIGには、含有化学物質調査対象の化学物質情報、情報開示を必要とする濃度(閾値)や現行法によるレベル分けされた物質リストなどが掲載されている。

- JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)

サプライチェーンにおける製品含有化学物質の適切な管理及び円滑な情報開示を促進することを目的として2006年に発足した、業界横断の活動推進を図る協議会。

成形品が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーン中の川上企業から川下企業が円滑に情報を共有できるように、製品含有化学物質管理に関するガイドライン及び成形品情報記述シートの作成・普及等の活動を行っている。

4. 製品含有化学物質管理の基本的な考え方

当社はグリーン調達を進めていく上で、本規程の要求事項を順守していただくことを前提としたお取引を考えております。

お取引先様には、企業の社会的責任として環境関連法令等を順守していただき、その上で製品含有化学物質(調達品に含まれる化学物質)に関する要求事項と製品含有化学物質の管理体制に関する要求事項の順守をお願いいたします。

・製品含有化学物質の管理体制に関する要求

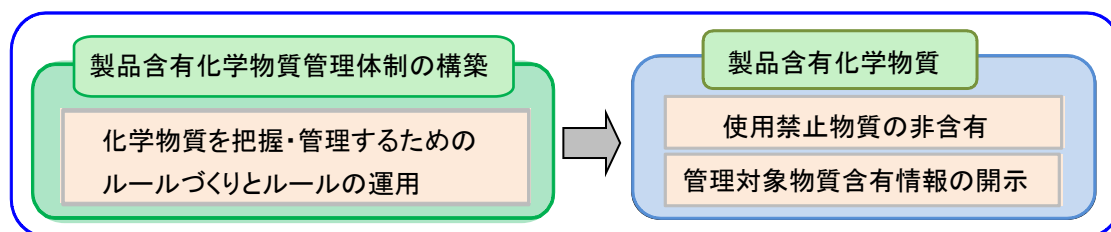
納入する物品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用してください。

本規程『5.製品含有化学物質管理のための実施項目』が、製品含有化学物質管理体制構築のための要求事項です。

・製品含有化学物質に関する要求

上記の製品含有化学物質管理体制を運営し、物品に含有される化学物質を把握・管理された上で、納入する物品に“使用禁止物質”が含有されないようにしてください。

「ナパックグリーン調達基準」の要求事項



4.1 グリーン調達基準の運用

4.1.1 「グリーン調達基準」受領書、化学物質管理責任者及び環境責任者の登録

本規程の内容に合意されたお取引先様は、本規程付属の「グリーン調達基準」受領書により、化学物質管理責任者及び環境管理責任者の登録をお願いいたします。

化学物質管理責任者は、当社から調査等の協力をお願いした際にご対応いただく方となります。

4.1.2 製品含有化学物質

当社が購入する材料、部品、包装材料、補助材料等について使用されている化学物質の含有調査を行って頂き、表 4.1.2 記載の書類をご提出いただきます。

調査内容と調査様式につきましては、基本的にはchemSHERPAと致しますが、川下顧客様の要請により変更する場合がございます。なお、使用禁止物質に関する検証の証拠として、エビデンスのご提出をお願い致します。

【表4.1.2 製品含有化学物質に関する情報の依頼内容】

<p>《対象品毎》</p>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">chemSHERPA-CI または chemSHERPA-AI</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">SDS または成分表</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(分析データ) 必要により別途依頼</div> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>* 上記以外に川下顧客様の要請内容による調査をお願いすることがあります。</p>
<p>《ロット毎》</p>	<p>特に指定するもの以外は、含有情報等の提出は不要です。 (不適合発生時等には、指定する場合があります)</p>
<p>《変更時毎》</p>	<p>① 変更申請書 ② すでに提出している書類で、変更に伴い再提出が必要となる書類は都度連絡致します。</p>

4.1.3 製品含有化学物質管理基準

環境と人体に著しい環境影響を持つものとして法令で定められているか、または各種業界が制限、含有情報を開示することに正当な理由があると判断した物質については、次の3つの判断基準が存在します。

- ・法規制対象： 使用の禁止、使用の制限、報告義務、またはその他の規制効果(例：表示)のいずれかを定めた現行法の規制を受ける化学物質であり、当該化学物質特定の規制要件が現在有効であるかまたは将来的な発効日が特定されている場合。
- ・評価用のみ： 現行法の規制を受ける見込みがある化学物質であるが、当該化学物質の規制要件の発効日が不確定である場合。
- ・情報提供用のみ： 規制されていない化学物質であるが、業界の環境関連合意または業界標準における当該化学物質の含有量を報告することについて認められた市場の要求が存在する場合。

これに基づき当社の生産活動に使用する資材に含有される物質について、A.使用禁止物質、B.削減対象物質、C.管理対象物質を定めて管理基準を設定します。

A.使用禁止物質

納入する物品の中に【表4.1.3 使用禁止物質の管理基準】で定める物質が含有されないこと。

管理値及び管理含有量は、均質材料中における当該物質の濃度とします。閾値レベルが数値として設定される場合は、含有する物質の量とその値に等しいか又は超えている時には、その物質の含有を禁止します。『意図的添加』に対して閾値レベルが設定されている場合は、物質が『意図的添加』の時には量に関係なくその物質の含有を禁止します。適用除外のあるものは、その用途における使用を認めます。

なお【表 4.1.3 使用禁止物質の管理基準】に記載した物質は、顧客及び業界団体が定める使用禁止物質の中から当社の事業活動に関連すると思われる物質について、当社独自に設定したものです。

【表4.1.3 使用禁止物質の管理基準】

物質名	適用用途	閾値レベル
アスベスト	全ての用途	意図的添加
臭素系難燃剤 (PBB、PBDE、HBCDD除く)	全ての用途	1000ppm
カドミウム及びその化合物	適用除外を除く全用途 *1 *2	意図的添加または 75ppm
六価クロム化合物	適用除外を除く全用途 *1 *2	意図的添加または 1000ppm
塩化コバルト	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
五酸化二ヒ素	全ての用途	1000ppm
三酸化二ヒ素	全ての用途	1000ppm
ホルムアルデヒド	全ての用途	織物繊維製品 75ppm
ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD) 及びすべての主要ジアステロ異性体	全ての用途	意図的添加または 100ppm
鉛及びその化合物	樹脂、顔料、めっき、塗料	塗料 90ppm 樹脂 300ppm
	適用除外を除く全用途 *1 *2	1000ppm 梱包 100ppm
水銀及びその化合物	適用除外を除く全用途 *1 *2	意図的添加または 1000ppm
オゾン層破壊物質 *3	全ての用途	意図的添加
パーフルオロオクタン sulfon 酸塩 (PFOS)	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	全ての用途	意図的添加
フタル酸エステル類(DEHP、DBP、 BBP、DINP、DIDP、 DNOP、DIBP)	全ての用途	1000ppm または 4 物質 DEHP、DBP、BBP、DIBP 合計 1000ppm
4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)	全ての用途	30ppm
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB)	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE)	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	全ての用途	意図的添加
ポリ塩化タフェニル類(PCT)	全ての用途	意図的添加または 50ppm
ポリ塩化ナフタレン(塩素原子3個以上)	全ての用途	意図的添加
放射性物質	全ての用途	意図的添加
短鎖塩化パラフィン類(C10-13)	全ての用途	意図的添加または 1000ppm
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	全ての用途	意図的添加

*1 包装材料については、カドミウム、鉛、水銀、六価クロムの合計濃度が100ppm未満とする。
且つプラスチック部位はカドミウム許容濃度を5ppm未満及び鉛許容濃度を100ppm未満とする。

*2 適用除外項目は、EU・RoHS指令の定める除外用途。

*3 モントリオール議定書に規定される物質。

B.削減物質

現行法の規制を受ける見込みがある物質で、規制要件の発効日が不確定である場合や代替技術が不十分な物質が対象です。

当社において、現時点で期日および削減目標を設定した物質はありませんが、川下顧客様が先行して使用禁止物質として指定した場合には、個別に対応をお願いいたします。

C.使用管理物質

規制されていない化学物質であるが、当該化学物質の含有量を報告することについて市場の要求、業界標準または業界合意が存在する物質で、顧客要求に対応するため含有状況を把握すべき物質であり、JAMP、JAPIA 等の業界団体が推奨する調査様式により含有情報の報告をお願いいたします。

4.1.4 製品含有化学物質管理体制構築への要求

納入品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用してください。「製品含有化学物質管理」とは、サプライチェーンを通じて、納入する物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みを指します。お取引先様が、お取引先のサプライヤーから納入される物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みも含まれます。

実施していただく内容の詳細については、本規程の『5.製品含有化学物質管理のための実施項目』に定めます。

この製品含有化学物質管理体制に関する取り組みについては、本規程添付の「化学物質管理監査チェックシート」により評価をおこないます。

評価対象拠点は、納入品の製造拠点を対象に調査をお願いいたします。貴社が商社・代理店の場合、貴社ではなく最終工場を評価対象といたします。

基本的には、1回/2年再評価をおこない、管理状態に問題があるお取引先様には、改善要請により基準をクリアしていただきます。

ただし、以下の場合には、調査項目のいくつかもしくは全てを免除することがあります。

- (1) 製造機器および一般物品、計測機器、エンジニアリングおよび校正サービスの供給者は、選定時の評価が要求事項を満たしている場合。
- (2) 国内市場で広く認知されている製造者及びその製品を提供する供給者である場合。
- (3) 汚染・混入の可能性、本規程に定める評価基準などのリスクレベルを勘案して、製品含有化学物質管理体制構築の状況が整っていると判断できた場合。

4.2 製品含有化学物質管理

製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、設計・開発、購買、製造、引渡し各段階で、【表 4.2】の実施事項を実施してください。

要求事項の詳細については、本規程の『6.5.3 設計・開発における製品含有化学物質管理』～『6.5.7 製品の引渡し』に定めます。

【表 4.2 業務の各段階における製品含有化学物質管理】

段階	実施事項
設計・開発段階	使用される購買、製造、引渡しの各段階で実施すべき事項を考慮した上で、当社の要求を満たすための管理基準を定めてください。
購買段階	管理基準に基づき供給者に発注し、供給者から購買する製品の含有化学物質情報を入手し、購買製品が管理基準を満たすように管理してください。
製造段階	製品含有化学物質管理基準に基づき、組成変化、濃度変化なども考慮して製品中に含有される化学物質を管理してください。
引渡し段階	引き渡す製品が製品含有化学物質管理基準を満足することを確認してください。

【注記】 業態によっては、設計・開発、購買、製造、引渡しの全ての段階があるとは限らない。

4.2.1 ナパックへの連絡

- (1) サプライチェーンを通じて、設計変更、工程変更等が発生する場合は、その情報を事前にご提供ください。

本規程で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素には、供給者の変更・追加、購買製品の変更、製造工程の変更などが含まれます。

変更情報を確実に入手し、変更情報を事前に「変更申請書」により通知してください。含有化学物質を再調査し、再評価を実施します。

原則として変更を予定する3ヶ月前に「変更申請書」による変更情報のご提出をお願いいたします。

- (2) 納入する物品が「4.1.3製品含有化学物質管理基準」に適合しないことが判明した場合は、速やかにその情報をご提供ください。

4.3 成形品への変換工程

化学品から初めて成形品に変換された時点で製品含有化学物質が固定します。この段階で製品含有化学物質を適正に管理してください。

具体的には、化学品から初めて成形品に変換される成形品を製造するために用いる原材料中に含まれる化学物質量の把握だけでなく、成形品への変換工程において使用される副資材、生産補助材に含まれる化学物質の量及び化学物質の変化、更に混入汚染防止などの管理をおこなってください。

4.4 各製品及び業態に応じた製品含有化学物質の管理（リスクを考慮した重点的管理）

製品含有化学物質管理に取り組む際には、製品含有化学物質管理上のリスクの特定、分析、及び評価をおこない、適切な対策を講じてください。製品含有化学物質管理基準で対象とする化学物質の誤使用・混入汚染の可能性のある工程を重点的に管理することが重要です。

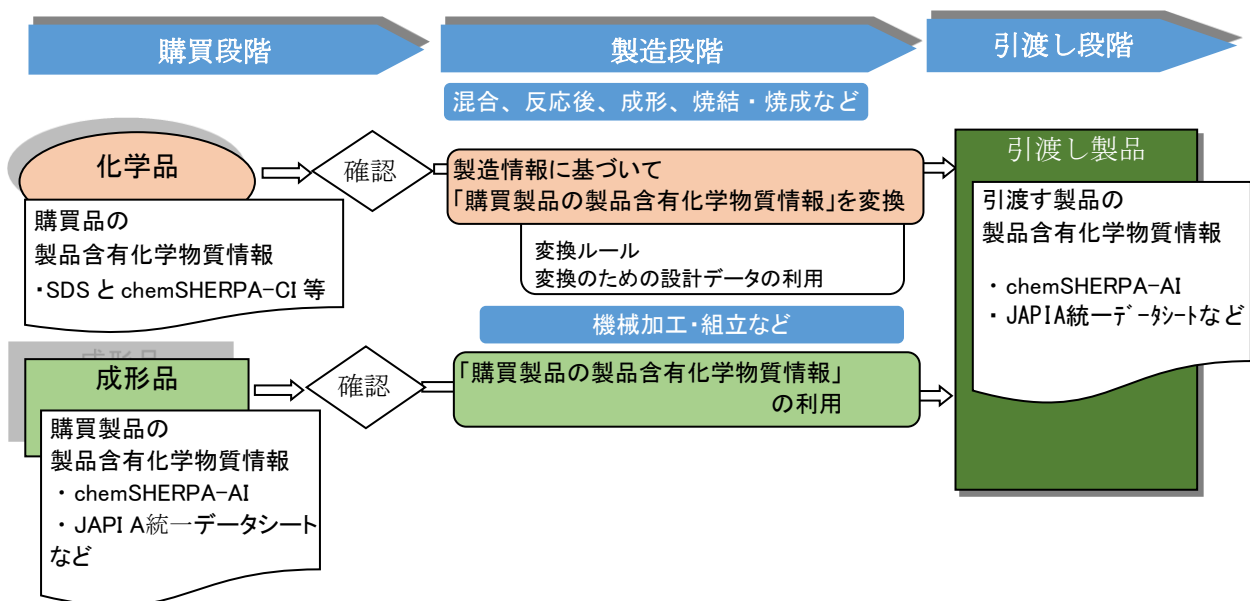
重点的に管理する工程と、一般的な工程管理で良い工程を整理し、効果的に行ってください。

4.5 製品含有化学物質情報

サプライチェーンに関わる全ての組織は、設計・開発、購買、製造、引渡しの各段階において製品含有化学物質を管理することを前提として、各段階で合理的な情報に基づいて製品含有化学物質情報を整備し、提供してください。

製品の製品含有化学物質情報は、購買製品の製品含有化学物質情報及び製造工程に関する知見や製造情報に基づいて、図4.5に示すように情報を整備してください。

【図 4.5 サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報】



4.6 企業秘密への配慮

国内外の法対応に必要な製品含有化学物質情報は開示すべきですが、製品としての混合物又は成形品中に含有される化学物質情報を開示することが重要な問題につながる懸念がある場合、製品含有化学物質情報の授受に当たっては、十分な配慮をいたします。

5. 製品含有化学物質管理のための実施項目

実施項目は、製品含有化学物質管理に必要な項目をあげたもので、『6 製品含有化学物質管理の指針』から『6.6 パフォーマンス評価及び改善』までの項目から構成されます。実施項目に示された実施内容を満足させるために、ルールに従った運用の実践が必要となります。

実施内容を具体的な設問に置き換えたものが、本規程『4.1.4製品含有化学物質管理体制構築への要求』でお願いいたします「化学物質管理監査チェックシート」で、25項目51設問からなっています。

業種によって『実施項目』が該当しない場合には「非該当」を選択してください。また、表現が適切でないところもあるかもしれませんが、その場合は設問の趣旨を理解し、必要に応じて読み替えを行うなどして、自社の業態に見合った実施内容を記載してください。

6. 製品含有化学物質管理の指針

6.1 組織の状況

6.1.1 組織及びその状況の理解

組織の目的に関連し、かつ、その製品含有化学物質管理の意図した結果を達成する組織の能力に影響を与えるため、組織の外部及び内部の課題を明確にすること。

6.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

利害関係者のニーズ及び期待を理解するために、次の事項を明確にすること。

- a) 製品含有化学物質管理に密接に関連する利害関係者
- b) それらの利害関係者の製品含有化学物質管理に密接に関連する要求事項

6.1.3 製品含有化学物質管理の適用範囲の決定

製品含有化学物質管理の適用範囲を適切に規定すること。

この適用範囲を決定するとき、次の事項を考慮すること。

- a) 6.1.1 に規定する外部及び内部の課題
- b) 6.1.2 に規定する利害関係者の要求事項
- c) 組織の化学物質との関わり
- d) 組織が扱う外部から提供される製品及び外部に引き渡す製品

製品含有化学物質管理の適用範囲は、文書化した情報として利用可能な状態にしておくこと。

6.1.4 製品含有化学物質管理の実施

この規定の原則及び指針に従って、製品含有化学物質管理の仕組みを確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善すること。

製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、製品含有化学物質管理は、組織の業態に応じて、設計・開発、購買、製造及び引渡しの各段階において、実施すること。

6.2 リーダーシップ

6.2.1 リーダーシップ及びコミットメント

トップマネジメントは、次に示す事項によって、製品含有化学物質管理に関するリーダーシップ及びコミットメントを実証すること。

- a) 製品含有化学物質管理の有効性に説明責任（accountability）を負う。
- b) 製品含有化学物質管理を組織の活動として位置付ける。
- c) 必要な資源を利用可能とする（6.4.1 参照）。
- d) 製品含有化学物質管理基準に適合することを確実にする。

6.2.2 方針

トップマネジメントは、組織の製品含有化学物質管理方針を確立し、それに基づいて計画を策定し、実施し、維持すること。さらに、製品含有化学物質管理に適切に取り組むことを表明すること。

6.2.3 組織の役割、責任及び権限

トップマネジメントは、有効な製品含有化学物質管理を実施するために、関連する役割に対して、責任及び権限を規定し、組織内部に伝達すること。

6.3 計画

6.3.1 リスク及び機会への取組み

製品含有化学物質管理の計画を策定するとき、6.1.1 に規定する組織の外部及び内部の課題、6.1.2に規定する利害関係者の要求事項及び 6.1.3 に規定する適用範囲を考慮し、次に挙げる組織の意図する結果の実現のために取り組む必要のあるリスク及び機会を決定すること。

- a) 製品含有化学物質管理が、その意図した結果を達成できるようにする。
- b) 望ましい影響を増大する。
- c) 望ましくない影響を防止又は低減する。
- d) 継続的改善を推進する。

上記によって決定したリスク及び機会への取組みを計画すること。

6.3.2 目標及びそれを達成するための計画策定

製品含有化学物質管理について目標を設定すること。その目標を達成するための実施計画を策定し、実施し、維持すること。必要に応じて、これらの目標及び実施計画を見直すこと。

計画策定に当たり次の事項を考慮すること。

- a) リスク及び機会への取組み（6.3.1）の製品含有化学物質管理への統合、実施及び有効性の評価
- b) パフォーマンス評価からの改善点

6.4 支援

6.4.1 資源

製品含有化学物質管理を確立し、実施し、維持し、かつ、継続的改善に必要な資源を明確にし、提供すること。

6.4.2 力量

力量に関して、次の事項を行うこと。

- a) 設計・開発、購買、製造及び引渡しの各段階において製品含有化学物質管理に携わる者に必要な力量を明確にする。
- b) 適切な教育・訓練又は経験に基づいて、製品含有化学物質管理に携わる者が力量を備えていることを確実にする。
- c) 教育・訓練の実施について、文書化した情報を保持する。

6.4.3 認識

製品含有化学物質管理に携わる者が、次の事項に関して認識をもつことを確実にすること。

- a) 製品含有化学物質管理方針
- b) 関連する製品含有化学物質管理に関する目標
- c) 自らの業務に関係し注意する必要があるリスク
- d) パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、製品含有化学物質管理の有効性に対する自らの貢献
- e) 製品含有化学物質管理の原則及び指針に適合しないことの意味

6.4.4 コミュニケーション

次の事項を含む、製品含有化学物質管理に関連する組織の内部及び外部とのコミュニケーションを決定すること。

- a) コミュニケーションの内容
- b) 実施時期
- c) 対象者
- d) 実施方法
- e) 担当者

6.4.4.1 内部コミュニケーション

製品含有化学物質管理に関連する情報について、組織の種々の階層及び機能（部署）間でのコミュニケーションに関わる手順を確立し、実施すること。

6.4.4.2 外部とのコミュニケーション

製品含有化学物質管理のために必要な情報について、外部との間で、コミュニケーションに関わる手順を確立し、実施すること。

6.4.5 文書化した情報

この規定が推奨する文書化した情報及び製品含有化学物質管理の有効性のために必要であると組織が定めた文書化した情報を維持又は保持すること。

6.5 運用

6.5.1 運用の計画及び管理

製品含有化学物質管理基準を満たすため、並びに 6.3.1 で決定した取組みを実施するために必要なプロセスを、計画し、実施し、管理し、及び維持すること（6.1.4 参照）。

そのプロセスが計画どおりに実施されたことを確認するために必要な程度の、文書化された情報を保持すること。

外部委託したプロセスが管理されていることを確実にすること（6.5.4 参照）。

6.5.2 製品含有化学物質管理基準の策定

6.5.2.1 当社とのコミュニケーション

次の事項に関して当社とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施し、その内容を文書化した情報として保持すること。

- a) 当社が遵守する必要がある法規制及び業界基準の情報の入手
- b) 製品含有化学物質情報の提供
- c) 製品含有化学物質管理に関する情報の提供
- d) 苦情を含む製品含有化学物質に関する当社からのフィードバックの取得

製品含有化学物質情報に変化が生じる場合には、事前にその情報を当社に伝達すること。

6.5.2.2 製品含有化学物質管理基準の明確化

製品に対応する製品含有化学物質管理基準を定め、文書化した情報として維持すること。

製品含有化学物質管理基準を明確にするとき、次の事項を含む実施事項の内容を規定すること。

- a) 適用される法規制の要求事項
- b) 製品含有化学物質管理に関連する利害関係者の特定、そのニーズ及び期待
- c) その他、組織が必要とみなすもの

6.5.3 設計・開発における製品含有化学物質管理

設計・開発段階において、製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、自らの製品及び業態に応じて、購買、製造及び引渡しの各段階における製品含有化学物質に関わる管理基準を明確にし、文書化した情報として利用可能な状態にし、維持すること。

6.5.4 外部から提供される製品の管理

6.5.4.1 製品含有化学物質情報の入手及び確認

製品含有化学物質情報の入手及び確認の結果に対する処置をあらかじめ規定した上で、購買における製品含有化学物質に関わる管理基準を供給者に提示し、製品含有化学物質情報を入手すること。入手した製品含有化学物質情報が、購買における製品含有化学物質に関わる管理基準を満たしていることを確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。購買における製品含有化学物質に関わる管理基準に沿った製品含有化学物質情報の入手及び確認は、製造開始前までに完了すること。

6.5.4.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認

供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認結果に対する処置をあらかじめ規定し、供給者を選定する際に、その製品含有化学物質の管理状況を確認し、結果を文書化した情報として保持すること。購買を継続する場合においても、製品含有化学物質管理基準を満たすために、必要に応じて供給者の製品含有化学物質管理の状況を再確認し、文書化した情報として保持すること。

6.5.4.3 受け入れ時における製品含有化学物質管理

受入れ時における購買製品の確認結果に対する処置をあらかじめ規定し、受入れ時に、購買製品が組織の購買における製品含有化学物質に関わる管理基準を満たしていることを確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。

6.5.4.4 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認

製品の設計・開発、製造などのプロセスを他の組織へ委託する場合、製品含有化学物質管理基準を遵守できるように外部委託先の製品含有化学物質の管理状況を確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。確認の結果に対する処置をあらかじめ規定しておくこと。

6.5.5 製造及び保管における製品含有化学物質管理

6.5.5.1 製造工程における管理

製造工程における製品含有化学物質に関わる管理基準に基づいて、製造工程を管理し、その結果を文書化した情報として保持すること。

6.5.5.2 誤使用及び汚染の防止

製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質の誤使用及び汚染の防止策を実施すること。

6.5.5.3 識別及びトレーサビリティ

製品含有化学物質情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達できるように、適切な手段によって、製品含有化学物質情報のトレーサビリティを確実にすること。組織の製品に関する製品含有化学物質情報を管理する方法を規定し、保存し、実施すること。

6.5.6 変更の管理

製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素を抽出すること。変更に対して、製品含有化学物質の変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に製品含有化学物質管理基準によるレビューをすること。変更のレビューの結果、変更を正式に許可した人（又は人々）及びレビューから生じた必要な処置を記載した文書化した情報を保持すること。

6.5.7 製品の引渡し

製品の引渡しにおける製品含有化学物質に関わる管理基準を満たすことを確認した上で、製品を引き渡すこと。

製品の引渡しについて文書化した情報を保持すること。これには、次の事項を含むこと。

- a) 製品含有化学物質管理基準への適合の証拠
- b) 引渡しを正式に許可した人（又は人々）に対するトレーサビリティ

製品倉庫においても、誤出荷及び汚染のないように管理すること。

製品含有化学物質管理基準で対象とした法規制・業界基準、不適合、当社からのフィードバックなどを踏まえ、供給した製品に関連する引渡し後の活動についても、決定し、実施すること。

6.5.8 不適合品発生時における対応

製品含有化学物質に関わる不適合品発生時における組織内部、供給者、外部委託先及び当社への速やかな連絡、並びに応急処置の方法を定め、文書化すること。応急処置の後に、原因を特定し、必要な処置を決定し、実施して再発を防止すること。発生を未然に防止するための予防処置を講ずること。不適合品発生時の対応を文書化した情報として保持すること。

6.6 パフォーマンス評価及び改善

次の項目について、あらかじめ規定した間隔で評価すること。是正処置の必要な事項については、是正処置を実施すること。評価及び是正処置の結果は、文書化した情報として保持し、トップマネジメントに報告すること。トップマネジメントは、その評価及び是正処置の結果をレビューすること。

- a) 改善の状況
- b) 製品含有化学物質管理に関連する組織の外部及び内部の課題の変化
- c) 次に示す傾向を含めた製品含有化学物質管理のパフォーマンス及び有効性に関する情報
 - 1) 外部の利害関係者との関連するコミュニケーション
 - 2) 目標が達成された程度
 - 3) 製品の製品含有化学物質管理基準への適合
 - 4) 不適合及び是正処置
 - 5) パフォーマンス評価の結果
 - 6) 供給者・外部委託先のパフォーマンス
- d) 資源の妥当性
- e) リスク及び機会への取組みの有効性
- f) 改善の計画

7. 化学物質管理監査チェックシート

「化学物質管理監査チェックシート」は、本規程に基づいた製品含有化学物質管理のための実施項目を記載したものです。

以下に、チェックシートを掲載します。調査の際はExcel形式のファイルをお送りしますので、Excel版での回答をお願いいたします。

「チェックシート」は、黄色部への入力をお願いします。補足説明などが必要な場合には、同一ファイルの中で、別のシートを追加して記載してください。

化学物質管理監査チェックシート

■会社情報	記載欄
会社名	
所在地	
部署名	
電話番号	
責任者役職・氏名	Ⓜ
担当者役職・氏名	Ⓜ
担当者mailアドレス	

作成日付

判定日付

黄色部:被監査会社記載欄
水色部:弊社記載欄

■規格名	認証機関名	取得年月	認証No.
ISO9001			
ISO14001			
その他			

評価値 ○:実施している △:一部実施している ×:実施していない

No.	監査項目	設問内容	評価	記載欄
1	4. 組織の状況 (4.2ニーズと期待)	利害関係者のニーズ及び期待が明確になっているか。		記録名:
2	4. 組織の状況 (4.3適用範囲の決定)	環境マネジメントシステムの適用範囲を、文書化した情報として維持しているか。		文書名:
3	5. リーダーシップ (5.2環境方針)	含有化学物質に関する方針がトップマネジメントにより継続的に表明され文書化しているか。		文書名:
4	5. リーダーシップ (5.3組織の役割、責任及び権限)	環境マネジメントに関連する役割に対して、責任及び権限が割り当てられているか。		文書名:
5	6. 計画 (6.1リスクと機会)	リスク及び機会を定め、対象範囲とプロセスを文書化しているか。		文書名:
6	6. 計画 (6.2環境目標)	目標と実施計画を策定しているか。また、進捗管理され、必要に応じて目標・計画が更新されているか。		記録名: 進捗管理方法:
7	7. 支援 (7.2力量)	製品含有化学物質に関わる業務に従事する人に対し、教育計画を策定し、必要な教育・訓練を実施しているか。		教育計画名: 実施記録名:
8	7. 支援 (7.3設備)	環境方針(設問No.3)及び役割(責任と権限)(設問No.4)が全社員へ周知されているか。		周知方法:
9	7. 支援 (7.4コミュニケーション)	製品含有化学物質に関する顧客からの問合せ・クレームに対し、担当部門及び対応手順を文書化しているか。		文書名:
10	8. 運用 (8.1運用計画と管理)	購買品の製品含有化学物質情報を入手、確認しているか。		帳票名:
11	8. 運用 (8.1委託先管理)	生産委託をおこなっている場合、管理項目・管理内容を文書化し伝達しているか。		文書名:
12	8. 運用 (8.2緊急対応)	リスク(設問No.5)から、有害な環境影響を防止・緩和するための処置を計画しているか。		文書名:
13	9. パフォーマンス (9.1監視・測定)	監視及び測定が必要な対象は明確になっているか。		文書名:
14	9. パフォーマンス (9.1監視・測定)	必要な対象(設問No.13)に対し、監視及び測定を実施しているか。		記録名:
15	9. パフォーマンス (9.1監視・測定)	測定結果の証拠として、文書化した情報が保持されているか。		記録名:
16	9. パフォーマンス (9.12遵守記録)	順守義務を評価するプロセス(頻度を含む)を確立し、評価した結果を文書化し、保持しているか。		文書名:
17	9. パフォーマンス (9.2内部監査)	内部監査プログラムには、①関連するプロセスの環境上の重要性 ②組織に影響を及ぼす変更 ③前回までの監査の結果を考慮しているか。		文書名:
18	9. パフォーマンス (9.2内部監査)	内部監査結果の証拠として文書化した情報を保持しているか。(EMS規格要求事項の適合確認を含む)		記録名:
19	9. パフォーマンス (9.3マネジメントレビュー)	マネジメントレビューの結果を文書化し、保持しているか。		記録名:
20	10. 改善 (10.2不適合及び是正処置)	不適合及び是正処置の結果を文書化し、保持しているか。		文書名:

判定基準 合格 : ×1件以下and△1件以下 要改善: ×1件以下and△2~3件 不合格: ×2件以上or△4件以上

評価「○」合計: 0

評価「△」合計: 0

評価「×」合計: 0

/20設問中

結果報告

被監査コメント

変 更 申 請 書

申請会社名	(申請責任者) ⑩	申請日	年 月 日
		回答希望日	
品名・品番	製品コード	品名:	仕様書 No. (その他)
変更品流動希望日	年 月 日	生産数等に関する事項	
変更の理由	<input type="checkbox"/> 品質改善 <input type="checkbox"/> コスト改善 <input type="checkbox"/> 能率改善 <input type="checkbox"/> 納期改善 <input type="checkbox"/> 環境対応 (化学物質を含む)		
変更の要因	<input type="checkbox"/> 1 原材料、部品、副資材の変更(メーカー、原材料配合、組成変更) <input type="checkbox"/> 2 重点管理項目に関わる製造条件 <input type="checkbox"/> 3 特殊作業の製造条件 <input type="checkbox"/> 4 機械・設備の変更 <input type="checkbox"/> 5 製造方法・条件の変更 <input type="checkbox"/> 6 生産工場の変更 <input type="checkbox"/> 7 外注の変更 <input type="checkbox"/> 8 外部提供者の変更(購入ルートの変更) <input type="checkbox"/> 9 その他 → ()		
変更内容 (変更前との比較を明記) 工区、工場の変更の場合は工場名まで記載のこと * 含有物質の変化が危惧される場合は含有物質情報を提出のこと(No.1、6、7、8 は必須)			
添付資料			

— 以下ナパック記入欄 —

判定及び回答

	可否 (○×)	判断部門	コメント・担当						
含有化学物質確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未、 <input type="checkbox"/> 顧客承認要 <input type="checkbox"/> 不要		技術							
サンプル評価 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 変更内容確認 <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 <input type="checkbox"/> 不要		技術							
含有化学物質判定 <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 <input type="checkbox"/> 非該当		ISO 事務局							
作業指導 <input type="checkbox"/> する (月 日頃) <input type="checkbox"/> しない		製造 /							
工程確認・監査 <input type="checkbox"/> する (月 日頃) <input type="checkbox"/> しない		製造 /							
変更品流動確認 <input type="checkbox"/> 初期流動管理 <input type="checkbox"/> 初物管理 <input type="checkbox"/> 「4M変更申請/通知票」のみで良い		品質保証							
実施条件 (又は決定理由)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">承認</th> <th style="width: 33%;">確認</th> <th style="width: 33%;">受付</th> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			承認	確認	受付			
承認	確認	受付							

ルート【受付】購買・生管⇒技術⇒ISO 事⇒製造⇒品証(確認)⇒技術(承認)⇒製造・購買・生管⇒発行元(外部提供者)

年 月 日

ナパック株式会社 御中

「グリーン調達基準」受領書

会社名：	
部署名：	
責任者名：	印

「グリーン調達基準」（第 版）を受領し、内容に同意いたします。
合せて、当社の化学物質管理責任者、環境管理責任者を下記の通り登録致します。

化学物質管理責任者

所属				
役職名				
氏名				
連絡先	TEL		FAX	
	e-mail			

環境管理責任者

所属				
役職名				
氏名				
連絡先	TEL		FAX	
	e-mail			

上記に変更があった場合は通知致します。

ナパック株式会社

〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂14番地1823

TEL (0265)82-5266 FAX (0265)82-5270

<http://www.napac.co.jp>

